契約等の手続きにおける押印等の省略について

国費契約等の手続きにおいて、下記の書類への代表者印、社印等の押印を省略できることとしましたので、お知らせします。

記

- 1 押印を省略できる書類
- (1) 見積書
- (2) 請書
- (3) 支払請求書
- (4) 納品又は役務の完了を確認する書面
- 2 押印省略時の措置

上記1に示す書類への押印を省略する場合は、

ア『書類の発行権者』の役職名・氏名(フルネーム)及び連絡先(電話番号) イ『本件事務担当者』の氏名(フルネーム)及び連絡先(電話番号) ア及びイを必ず記載してください。

- ※ 確認のため、記載連絡先には、必要に応じてこちらからご連絡させていただく場合がございます。
- 3 本件取扱開始日

令和2年9月1日(火)以降の調達案件(※)から取扱開始となります。 (※ 令和2年9月1日以降に作成し、提出する書類が該当します。)

4 問合せ先

その他、不明な点等は、各書類提出先担当者までお問い合わせください。

国費契約に限ったものであり、都費契約については該当しません